

低公害・低燃費車の導入義務制度の見直しの方向性について

1 制度の概要

- 東京都は、自動車使用による環境負荷の低減を目的に、自動車を多く使用している事業者に対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則により、一定割合以上の低公害・低燃費車を導入することを義務付けている。
- 平成 13 年度に制度を開始し、5 年ごとに期限の設定と義務率等の見直しを行ってきた。

【現行制度の概要】

事 項	内 容
対象	<p>①事業者 都内で 200 台以上の自動車を使用する事業者（島しょは除く）</p> <p>②車両 普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車、大型・小型特殊自動車、被けん引自動車を除く。)</p>
義務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用台数のうち 15 %以上の特定低公害・低燃費車※を導入 ※都が定める排出ガス基準・燃費基準を満たした低公害・低燃費車 ・ 導入率算定に当たっては、燃料電池自動車及び電気自動車は 1 台を 3 台に、プラグインハイブリッド自動車は 2 台に換算 ・ 達成期限は、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日まで (新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 1 年間延長)
勧告・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定低公害・低燃費車の導入を怠り、導入義務率未達成の場合は、必要な措置をとるよう勧告 ・ 勧告に従わない場合は、違反者を公表

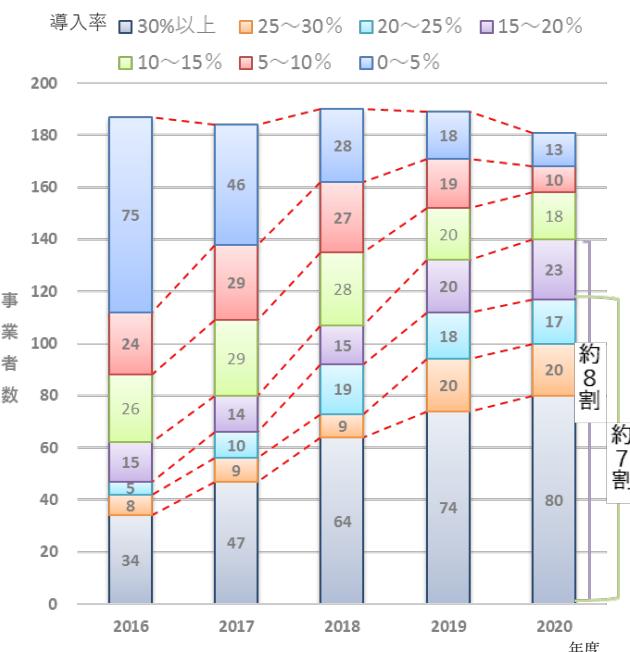
【義務内容の変遷】

対象期間 (年度)	平成 13~17	平成 18~22	平成 23~27	平成 28~令和 3
導入車両	低公害車		特定低公害・低燃費車	
義務率	5 %			15 %

2 現状

- 各事業者における導入義務の達成状況について、令和2年度末現在、約8割の事業者が達成済みとなっている。
- また、各事業者からヒアリング等をした結果、達成期限である令和4年3月31日までに、概ね全ての事業者が現行の導入義務を達成する見込みである。

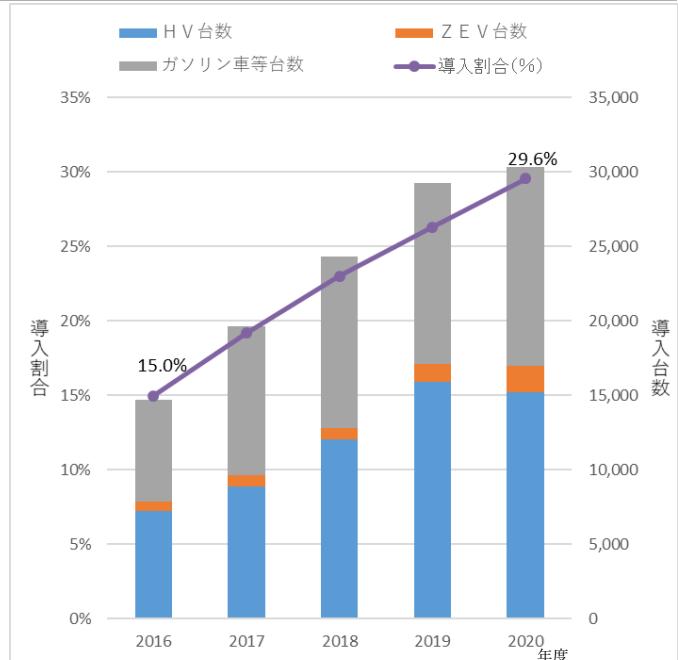
事業者の導入義務達成状況の推移



・2020年度については2021年8月末時点で集計

- ・各事業者における導入義務率の達成状況
15%以上達成 全体の約8割
20%以上達成 全体の約7割

特定低公害・低燃費車の導入状況（導入義務対象者）



・2021年8月末時点で2016～2020年度の5年間連続で導入義務対象事業者を対象として集計

- ・特定低公害・低燃費車の導入割合は、順調に増加
・2020年度（5年目）時点で約3割の導入実績

3 見直しの方向性

(1) 背景

- 東京の大気環境は改善されてきているが、PM2.5や光化学オキシダントなど対策が必要なものも残されており、低公害車の更なる普及が求められている。
- また、「ゼロエミッション東京戦略」に掲げた温室効果ガス削減に向けて、自動車からのCO₂削減や非ガソリン車の普及の取組を加速させていく必要がある。

【東京都が掲げる2030年の目標】

- ・PM2.5の全測定局年平均値を10 μg/m³以下（2030年度目標）
- ・温室効果ガスを2000年比50%削減（カーボンハーフ）
- ・乗用車の都内新車販売における非ガソリン車の割合100%

(2) 内容

- 各事業者における今後の導入見込み等を踏まえて、導入義務率の見直し等を行う。

【見直し内容】

事 項	方 向 性
達成期限	・令和9（2027）年3月31日まで
義 務 内 容	特定低公害・低燃費車の導入義務率
	<p>➢ 使用台数※¹に占める特定低公害・低燃費車の導入義務率の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 15% ・見直し案 20～30%程度
義 務 内 容	非ガソリン車※ ² の導入義務率の新設
	<p>➢ 使用台数のうち乗用車※³※⁴に占める非ガソリン車の導入義務率を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 義務なし ・見直し案 10%～20%程度 <p>➢ ZEV※⁵の導入促進のため換算率を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、1台を2台に換算

※1 使用台数：所有及びリース等台数

※2 非ガソリン車：特定低公害・低燃費車に該当する、ハイブリット自動車、燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車が対象

※3 軽乗用車は除く。

※4 乗用車タイプをベースにした特種用途自動車を含む。

※5 ZEV：ゼロエミッションビークル（燃料電池自動車、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車）

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 9月末 パブリックコメント実施

11月 検討会開催（パブリックコメントの結果や義務率等の検討）

12月 環境確保条例・同施行規則 改正

令和4年 1月～ 事業者への説明

4月 改正環境確保条例・同施行規則 施行

【参考資料】

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・同施行規則抜粋

● 低公害・低燃費車の導入義務（条例第35条）

自動車の使用者(自動車の賃貸等を業とする者にあっては、所有者とする。)のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車(知事が別に定める自動車に限る。)の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。

● 低公害・低燃費車の導入義務者の規模（施行規則第17条）

条例第三十五条に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除くものとする。

2 条例第三十五条に規定する規則で定める台数は、二百台とする。

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、同条に規定する低公害・低燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、十五パーセントとする。

2 これまでの検討状況

低公害・低燃費車の導入義務見直し等について専門的見地からの意見を聞くため、有識者による検討会を開催

開催日時	主な議題
第1回 (令和3年7月5日)	●低公害・低燃費車の導入義務の現状及び見直しの方向性
第2回 (令和3年8月30日)	●低公害・低燃費車の導入義務率等について ・特定低公害・低燃費車の導入義務率 ・乗用車における非ガソリン車の導入義務率

【検討会委員（令和3年8月30日現在）】

◎座長 五十音順、敬称略

氏名	役職名等
黒坂 達也	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任准教授
齊藤 実	神奈川大学経済学部 教授
◎ 大聖 泰弘	早稲田大学 名誉教授
森川 多津子	一般財団法人 日本自動車研究所 主席研究員